

令和5年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（経済産業省 商務情報政策局情報技術利用促進課）

項目名	DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の拡充及び延長		
税目	所得税 租税特別措置法第十条の五の六  法人税 租税特別措置法第四十二条の十二の七		
要望の内容	適用期限を2年間延長する。（令和6年度末まで）  より一層効果的なDXにつながるデジタル投資を支援するため税制認定要件等の見直しを図る。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	精査中 （－百万円） （▲11,000百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 我が国企業が「新たな日常」に適応していくために行う、従前とは異なる事業領域への進出等の取組を支援し、我が国の産業競争力の強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 新型コロナウイルス感染症により人の生活や経済の在り方がリアル（接触・対面）からバーチャル（非接触・遠隔）へと転換する中、コロナ以前からあった“ビジネスのデジタル化”の流れが速化することは不可避。また、海外に目を向けると、既に DX を実施していた企業を中心に、コロナ禍においても売上を増加させているなど、不確実性の高い時代においても生き抜ける構造に転換してきている。日本企業においてもこうした、With/Post コロナにおける事業環境に適応し、事業の回復、新たな需要の取り込みを図るためには、DX を推し進めることが必須。</p> <p>しかし、企業の業態変革を伴う先進的なデジタル投資は、短期主義的観点から十分になされない可能性や、企業の変革を伴わない小手先・表面だけのデジタル化になる可能性など、当該投資が生み出す将来収益の不確実性が高く、更にコロナにより事業・財務が毀損し、新規投資を躊躇している状況。</p> <p>先進的な取組を行う意欲ある企業を後押すため、産業競争力強化法の支援措置に加え、税制上のインセンティブを付与することで、企業変革を伴うデジタル投資のリスクを低減することが重要であり、事業適応に必要なデジタル投資を支援するため、クラウドサービス等の利用に係る費用も対象にした税制措置を令和2年度税制改正で創設したところ。</p> <p>本税制の支援の結果、コロナ禍における事業環境の変化に対応するため、通常の企業変革に比べても難易度の高い DX に取り組む企業の大胆な投資を、DX 税制を通して後押しし、好事例を創出。全体的にも、企業による IT 投資は回復の傾向に向かい、小手先の IT 活用ではなくデジタルを活用して企業変革に取り組む企業が徐々に増えつつある。</p> <p>一方、依然として、企業においては、「ランザビジネス（現行ビジネスの維持・運営）」の予算が多く（2021年度:76.4%）を占め、「バリューアップ（ビジネスの新しい施策展開）」の予算に移行できていない。また、現行制度では投資意思決定日から事業供用日（期限）が約2年程度であることから、大規模なシステム投資実態と適用期間が合わないことが課題の1つとして挙げられる。世界との差は依然大きく、「新しい資本主義」の実現により、経済を立て直し、新たな成長軌道に乗せていくため、引き続き DX 税制により大胆な投資を促していくことが重要。</p> <p>加えて、「モノからコトへ」にも象徴されるように、DX、GXといった大きな変革の波の中であって創造性を発揮するためには、人の重要性が増しており、人への投資が不可欠となっており、デジタル投資と併せてこれを活用した企業変革を推進する人材の確保・育成についても企業自ら迅速かつ計画的に進めていくことが必要。</p> <p>以上のことから、引き続き日本企業への DX 推進を促すため、本税制の期限を令和7年3月31日まで延長するとともに、より一層効果的なDXにつながるデジタル投資を支援するため税制認定要件等の見直しを図る。</p>
<p>今回の要望（</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>1. 経済構造改革の推進 4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～ （令和4年6月7日閣議決定） 第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. デジタル化や脱炭素化という大きな変革の波の中、人口減</p>

		<p>少に伴う労働力不足にも直面する我が国において、創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」である。自律的な経済成長の実現には、民間投資を喚起して生産性を向上することで収益・所得を大きく増やすだけでなく、「人への投資」を拡大することにより、次なる成長の機会を生み出すことが不可欠である。「人への投資」は、新しい資本主義に向けて計画的な重点投資を行う科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXに共通する基盤への中核的な投資であるとも言える。こうした考えの下、働く人への分配を強化する賃上げを推進するとともに、職業訓練、生涯教育等への投資により人的資本の蓄積を加速させる。（後略）</p> <p>2. 社会課題の解決に向けた取組  (3) 多極化・地域活性化の推進（デジタル田園都市国家構想） 「デジタル田園都市国家構想基本方針」に基づき、  (1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決、(2) ハード・ソフトのデジタル基盤整備、(3) デジタル人材の育成・確保、(4) 誰一人取り残されないための取組、の4つを柱として取組を進め、「デジタル田園都市国家構想」の実現を目指す。</p> <p>(人的資本投資)  成長分野における重点投資等を通じた質の高い雇用の拡大を図りつつ、「人への投資」を抜本的に強化するため、2024年度までの3年間に、一般の方から募集したアイデアを踏まえた、4,000億円規模の予算を投入する施策パッケージを講じ、働く人が自らの意思でスキルアップし、デジタルなど成長分野へ移動できるよう強力に支援する。（中略）</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）  Ⅱ. 新しい資本主義を実現する上での考え方  2. 我が国企業における研究開発投資や設備投資は諸外国に大きく遅れをとっている。我が国においても、新たな官民連携により、イノベーションを大胆に推進し、我が国の経済・社会システムをバージョンアップしていくことが不可欠であり、コストカットによる競争から付加価値の創造へ大胆に変革していく。また、アイデアが実用化されるスピードが速く、新たな技術が高速でアップデートされ続けるDX・GX時代には、競争力の源泉は、従来型の機械設備等のモノではなく、モノよりコト、有形資産より無形資産が重要になっている。（後略）</p> <p>4. 産業のデジタル化  (3) 産業全体のデジタルトランスフォーメーション  DXの推進原則（デジタルガバナンス・コード）に適合した企業を認定するDX認定制度や、優れたDXの取組を行う上場企業を選定するDX銘柄の取組を通じて市場の評価を通じたDXの推進を進めるとともに、DX認定を受けた企業が認定計画に基づいて行うデジタル関連投資に対する税制措置であるDX投資促進税制を通じて、企業のDX推進を後押しし、更なる産業全体のデジタルトランスフォーメーションを促す。</p>
	<p>政策の達成目標</p>	<p>我が国事業者によるデジタルトランスフォーメーション(DX)の実現による高い生産性及び十分な需要を確保することにより、高い収益性の実現を図る。</p>
	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）</p>

	同上の期間中の達成目標	我が国事業者によるデジタルトランスフォーメーション(DX)の実現による高い生産性及び十分な需要を確保することにより、高い収益性の実現を図る。 具体的には、5年間の計画期を経て措置を適用した事業者において、事業適応計画終了年度におけるROAが2014-2018年平均から1.5%向上すること、同計画の終了年度における売上高伸び率が過去5年度の業種売上高伸び率+5%ポイントとなること
	政策目標の達成状況	事業適応計画認定数は29件(令和4年8月9日時点)、うち13の事業者から各社の適応計画の実施状況報告(令和4年8月9日時点)を受けており、大規模な投資計画の策定・実施を含めてDXの取組が進められている。
有効性	要望の措置の適用見込み	【事業適応計画数】 令和3年度 20件 令和4年度(見込み) 34件 令和5年度(見込み) 34件 令和6年度(見込み) 34件 ※令和4年度の見込みについては、令和3年度の実績をもとに、制度施行が同年8月となったことを考慮し、期間を割り戻すことで算出することとし、令和5、6年度の見込みについては、令和4年度と同様としている
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本税制は、産業競争力強化法に基づく事業適応計画と紐付いた税制措置であり、その計画の目的として、上記達成目標に準じたものを事業者毎に設定する制度措置が講じられる予定であるため、この計画を実施していくことで直接的に高い生産性及び十分な需要を確保することが期待される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	新型コロナウイルス感染症は、産業構造転換を大幅に加速するものであり、ウィズ・ポストコロナにおいて我が国企業が競争力を維持・強化するためには、事業環境の変化に適応し、企業変革を行うことが不可欠。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>【適用件数】 令和3年度（見込み）20件 令和4年度（見込み）34件</p> <p>【減収額】 令和3年度（見込み） 79億円 令和4年度（見込み） 118億円</p> <p>※令和3年度の見込みについては、計画認定ベースの数値を記載している ※令和4年度の見込みについては、適用件数、減収額ともに、上記の「要望の措置の適用見込み」で示した考え方の下で記載している</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>コロナ禍における事業環境の変化に対応するため、通常の企業変革に比べても難易度の高いDXに取り組む企業の大胆な投資を、本税制を通して後押しし、好事例を創出。全体的にも、業務プロセスの効率化等の小手先のIT活用ではなく、デジタルを活用してビジネスモデルの変革に取り組む企業が徐々に増えつつある。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>令和3年度 DX投資促進税制を創設</p>	